

問X-2-⑥（特定寄附の相手方）

特定寄附の相手方は、公益法人であればどこでもよいでしょうか。

答

- 1 特定寄附の相手方は「類似の事業を目的としている」ことが必要です。
（注）ここでいう「事業」とは、認定法別表（第2条関係）各号に掲げる事業のことであり、特定寄附を行う法人の事業（別表○号）と相手方の法人の事業（別表○号）は必ずしも同一である必要はありませんが、それらにある程度類似性が認められることが必要です。
- 2 なお、具体的な特定寄附の相手方としては、国又は地方公共団体以外では、類似の事業を目的とする他の公益法人、学校法人、社会福祉法人、更生保護法人、独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人、地方独立行政法人、特殊法人（株式会社を除く。）、法令の規定により、当該法人の主たる目的が公益に関する事業を行うものであることや残余財産を当該法人の目的に類似する目的のために処分し、又は国若しくは地方公共団体に帰属させることなど一定の要件を満たす公益的な活動を行う者がいます。
- 3 特定寄附の相手方との類似性（類似の事業を目的とするものであること）については、個々の案件ごとに確認することになりますので、申請時に、特定寄附の相手方の定款や登記事項証明書の提出が必要となる場合があります。

（注）登記事項証明書については、令和3年7月から、公益認定等総合情報システムが登記情報システムと連携し、電子的に登記情報を受け取ることが可能となりましたが、取得可能な登記情報は、申請・届出を行う法人の登記情報に限られるため、特定寄附の相手方の法人の登記事項が必要となる場合は、従来どおり登記事項証明書の提出をお願いします。

（参照条文）

（公益認定の基準）

認定法第5条（略）

一～十六（略）

十七 第29条第1項若しくは第2項の規定による公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）において、公益目的取得財産残額（第30条第2項に規定する公益目的取得財産残額をいう。）があるときは、これに相当する額の財産を当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から一箇月以内に類似の事業を目的とする他の公益法人若しくは次に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与する旨を定款で定めているものであること。

イ 私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人

ロ 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人

- ハ 更生保護事業法（平成7年法律第86号）第2条第6項に規定する更生保護法人
 - ニ 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人
 - ホ 国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人
 - ヘ 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人
 - ト その他イからへまでに掲げる法人に準ずるものとして政令で定める法人
- 十八 （略）

（公益目的取得財産残額に相当する額の財産の贈与を受けることができる法人）
認定法施行令第8条 法第5条第17号トの政令で定める法人は、次に掲げる法人とする。

- 一 特殊法人（株式会社であるものを除く。）
- 二 前号に掲げる法人以外の法人のうち、次のいずれにも該当するもの
 - イ 法令の規定により、当該法人の主たる目的が、学術、技芸、慈善、祭祀、宗教その他の公益に関する事業を行うものであることが定められていること。
 - ロ 法令又は定款その他の基本約款（ホにおいて「法令等」という。）の規定により、各役員について、当該役員及びその配偶者又は三親等内の親族である役員の合計数が役員の総数の三分の一を超えないことが定められていること。
 - ハ 社員その他の構成員に剰余金の分配を受ける権利を与えることができないものであること。
 - ニ 社員その他の構成員又は役員及びこれらの者の配偶者又は三親等内の親族に対して特別の利益を与えないものであること。
 - ホ 法令等の規定により、残余財産を当該法人の目的に類似する目的のために処分し、又は国若しくは地方公共団体に帰属させることが定められていること。

【参照すべきガイドラインの抜粋等】

- (1) 公益目的支出計画に記載された実施事業等について、整備法第119条第2項第1号の「イ」、「ロ」又は「ハ」に該当していることについて
 - ii 「ロ」として記載した支出について
当該支出（特定寄附）の相手方が、認定法第5条第17号に掲げるもののいずれかに該当することを確認する（同号の「ト」として同法施行令第8条に該当する場合は、その条件を満たすものであることを確認する。）。